

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第1回大槌町議会臨時会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

3番、澤山美恵子君及び5番、阿部三平君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

日程第3 承認第2号 大槌町過疎地域自立促進計画を変更する専決処分の報告に関し承認を求めることについて

日程第4 承認第3号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

日程第5 議案第44号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第45号 財産の取得について

日程第7 議案第46号 平成28年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、承認第2号大槌町過疎地域自立促進計画を変更する専決処分の報告に関し承認を求めることについてから、日程第7、議案第46号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてまで、5件を一括議題といた

します。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 平成28年第1回大槌町議会臨時会における、承認2件及び議案3件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

承認第2号大槌町過疎地域自立促進計画を変更する専決処分の報告に関し承認を求めることについては、大槌町過疎地域自立促進計画に重要変更があり、議会の議決を経る必要が生じましたが、年度末で議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、専決処分したものであります。

承認第3号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、専決処分したものでございます。

議案第44号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例については、新たに管理を開始する柁内第2町営住宅を追加するための改正であります。

議案第45号財産の取得については、柁内地区災害公営住宅に関する財産取得であります。

議案第46号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについては、安渡地区震災復興土地区画整理事業により、歳入歳出からそれぞれ1億2,400万円を減額し、歳入歳出総額を518億7,600万円とするものであります。並びに債務負担行為の追加1件であります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○

日程第3 承認第2号 大槌町過疎地域自立促進計画を変更する専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、承認第2号大槌町過疎地域自立促進計画を変更する専決処分の報告に関し承認を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 承認第2号大槌町過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

別紙専決処分書をごらん願います。本件は、先月開催しました全員協議会で御説明した、平成22年度から27年度における大槌町過疎地域自立促進計画の一部変更について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月24日に町長専決処分を行ったものでございます。

内容につきましては、別紙大槌町過疎地域自立促進計画（変更）の資料をごらんください。変更する項目は、教育の振興のうち、下線部分にございます放課後子ども教育センター整備事業と、集会施設等整備事業の2つを追加するものであり、全員協議会で御説明した内容と同じものでございます。以上で御説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

これより、承認第2号大槌町過疎地域自立促進計画を変更する専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○

日程第4 承認第3号 大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第4、承認第3号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 承認第3号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて説明いたします。

専決処分書をお願いいたします。今回の条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律等が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、3月31日付けで大槌町町税条例の一部改正の必要が生じたことから、専決処分を行ったものであります。

新旧対照表1ページをお開き願います。第1条、大槌町町税条例の一部改正中、第18

条については、行政不服審査法の施行に伴う所要の規定の整備をするものであります。

第56条及び2ページの第59条については、固定資産税の非課税の規定についての改正であります。第138条については、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税分を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等分を17万円から19万円にそれぞれ引き上げる改正であります。

3ページをお願いいたします。第145条については、国民健康保険税の減額に係る軽減判定所得を引き上げ、低所得世帯に対する軽減措置の拡充を図るものでございます。

3ページ下段から5ページ上段にかけては、附則の改正であります。

附則第10条の2については、地域決定型地方税制特例措置の対象となる設備、家屋及び償却資産に対し、固定資産税を軽減する特例措置の規定についての改正であります。

附則第10条の3については、新築住宅等に係る固定資産税の軽減措置の規定についての改正であります。

5ページ中段から8ページにかけての、第2条大槌町町税条例の一部を改正する条例の一部改正中、改正附則第5条については、町たばこ税に関する経過措置についての規定の整備であります。

8ページ下段から9ページにかけての附則につきましては、第1条は施行期日、第2条及び第3条は、固定資産税及び国民健康保険税に関する経過措置の規定であります。

以上、専決処分の報告について御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

これより、承認第3号大槌町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○

日程第5 議案第44号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第44号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、別表第3条関係に、町営住宅等の名称に柵内第2町営住宅並びに所在地に大槌町大槌第12地割を追加するものです。

なお、入居者説明会は平成28年5月下旬、入居開始は平成28年6月1日を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、議案第44号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第45号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第45号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 財産の品目、柵内地区災害公営住宅。

取得の数量、災害公営住宅12棟24戸及び附帯施設並びに土地。

取得の方法、譲渡。

取得の金額、8,848万5,240円。

契約の相手方、岩手県盛岡市内丸10番1号、岩手県、岩手県知事達増拓也です。

次のページの資料をお開きください。

物件の種類は、災害公営住宅。木造。1階及び2階建て。12棟。2DKが19戸、3DKが5戸となります。

建築面積は1471.76平方メートル、延床面積は1482.42平方メートルになります。附帯

施設として、物置1カ所、ごみ置き場1カ所です。

土地の所在は、岩手県上閉伊郡大槌町大槌第12地割字砦内168番地。地目、宅地。地積5626.44平方メートルでございます。参考資料として、配置図等を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この取得に関しては特に反対するものではありませんが、これまでいくつもの災害公営住宅が建てられる中で、やっぱり建築費の部分が大幅高くなってきている。そういう現状の中で、この災害公営住宅の、いつも私が気にしているのは坪単価。それから平米単価ではあったんですが、それで建築費の中で一番高騰する理由となったものは何なのか。その辺をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 建築費の関係でございますけれども、まず大きいのが人件費。こちらが地元だけでは対応できずに、地方の他の地区から作業員の確保に努めていること。あとは、木造に関してはそれほど費用の高騰といった部分では直接関係ないところはありますけれども、特に集合タイプの鉄筋コンクリート造りであったりとか、そちらのほうについては鉄筋であったりとか、コンクリートであったりだとか、そちらの方の価格が高騰しているところはあります。

ただし、先日の全員協議会で御説明しましたように、木造の長屋のタイプであったりとか、戸建てのタイプであったりとかについては、以前ほどの建設費の高騰ではなくて、少し横ばい気味というか、少し下降気味の傾向が見られております。

これにつきましては、一時的な建設の需要、そちらの方が震災後に急激に高まったものが一時的に落ち着いてきていて、これからは基盤整備の方が進んでいくわけですが、平成29年度までに基盤整備の方、あらかじめ大槌の方では完成する見込みとなっております。平成30年以降にまた建築のラッシュが来るものというふうに想定しております。その際には、また建築費の高騰が想定されるのが事前にもう分かっておりますので、それに対する対処方法についてこれから検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この人件費というところでは、地元の大工さんの不足というところから、外から応援をお願いしてそれが高い原因になっているんだろうなあと私も感じ

ております。その中で、建築費に占める人件費の割合というのは、どの程度なのか。現在建てられている災害公営住宅のところで占める割合。

それから、今回全員協議会の中で説明があったように、高い坪単価のところと安いところとありました。その違いについて、この2点についてお尋ねいたします。人件費がどの程度、建築費の割合の何パーセント占めているのか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 詳細な資料については今手持ちで持ってございませんけれども、概算でお話しさせていただきますと、先ほども御説明しましたとおり、RCであったりとか、あとは鉄骨造りであったりとか、木造によって比率がまばらなところはございますけれども、おおむね人件費については、平均でならずと3割程度というふうに考えてございます。

また、坪単価の関係でございますけれども、末広町の災害公営住宅については、標準建設費の上限額である3,500万円というふうに御説明させていただきましたけれども、今回の柵内については、戸当たり単価で先日も御説明しましたとおり、建築費分としてはおよそ2,100万円程度、また坪単価につきましては110万円ほど、平米単価でおおよそ35万円ほどとなっております。

また、先ほども御説明しましたけれども、赤浜であったりとか、安渡であったりとか、吉里吉里地区の方については、もう少し建築費の方が低減されている方向にありますので、そちらの方については、限度額については先日の全員協議会でも説明させていただきましたけれども、その金額の内数で済むもの。

その低減に至った影響というのは、戸建てだけではなくて長屋の方の建築が始まってきておりますので、長屋のほうについては建築面積も少ないということもあります。そういうことから、建築費の方が低減されてきているのかなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） はい、わかりました。

最後に1点だけお尋ねをいたします。今回、皆さんも本当に心を痛めているように熊本震災が起き、多くの家屋が倒壊して今後熊本も復興を進める上で、大槌町も、被災地はこれからというときに、また大きな災害が起きてしまったわけです。今後予想される、当然に全体の建設業者の数というのは限られているわけですから、今現在でも被災地で

は、全国から多くの応援の方が来ていただいで建設を進めているという現状の中で、どの程度の影響が及ぶのか。その辺の部分は検討されているかどうか、その辺だけお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 先の地震による大槌町への影響ということですが、まだ熊本の方では災害公営住宅以前の仮設住宅について、これを建設するかどうかということを検討しているというふうに聞いてございます。それらのスキームについては、東日本大震災での仮設住宅での建築、そちらの方のスキーム等々を参考にしながら進んでいくというふうに考えております。その後には災害公営住宅等の建設ということの検討をされるんでありましようけれども、いずれにしろ、大槌町では平成30年、平成31年度までには災害公営住宅の方も完成させたいと思っておりますので、時期的なものについてはそれほどラップしないのかなど。

仮設住宅の方については、もし施工するというのであればラップする時期があって、そこについてはハウスメーカーさんの方が入ってくると。西日本のハウスメーカーさんの方も、当然そちらの方に入っていくことが想定されますので、すみ分けはある程度できるのかなというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 補足させていただきます。今回の熊本地震はまだ余震が続いていまして、まだはっきりしていませんが、全壊家屋が1,300世帯程度、だいたい1,000世帯、これからどんどん増えていくかわかりませんが、その規模でありますと、だいたい大槌町の今回の震災でいまだに仮設住宅にいらっしゃる方が1,300世帯くらいですので、今回の東日本大震災の規模とはまたちょっと規模が違うのかなと感じていまして、それほど大きな影響はないのではないかと感じております。今のままであれば。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） この案件につきましては異論はございませんが、柁内地区に採石会社が操業しております。昨年度はこれより上流部の方に戸建ての公営住宅も済んでおりますし、また6月からは今回のこの災害公営住宅に住むということで、会社の方も操業の仕方、あるいは多くの車両の運行の仕方等もかなり気を遣っているとは思いますが、長い間住む間に、例えば仕事の内容が内容ですから、ほこりとか騒音とか、そういうのがもしかしたら苦情として現れてくるのではないかと心配されるわけでございます。会



社の方も十分そこら辺は認識した上で対応をとると思うんですが、転ばぬ先の杖ではございますが、公営住宅ということでそういう苦情が出た場合、真っ先に来るのが役場の担当課になると思うんです。ですので、そこら辺会社との連携、あるいは対応の仕方等も考えているとは思うんですが、そのことについての当局の考え方というものがあるのであれば知らしめていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 基本的にどの程度の苦情が出るかでございますけれども、実際、採石場が先にありまして、その後に災害公営住宅が建っているという中では、これはうちの方の担当ではないんですが、町民課なりの大気汚染の関係とか、それから振動の関係。そういったものに基づいての是正勧告とかはできると思いますけれども、基本的にそういった法律的な縛り以外はなかなか、あとは協力要請くらいしかできないのではないかと。ましてや今、こういった震災の復興の時期ですので、大変需要が高いという中では、何年間かは我慢していただくしかないのかなというふうには思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） その通りでございます。いずれにしろ、会社の方が最初に現地で操業しているわけでございます。新たに住む方々との間で同じ地域に住むということで、操業するというので、共存できるようなやり方で持って行っていききたいと思います。

過去、震災直後に仮設学校をあそこら辺にという案が出たとき、その件がネックになったようなところもありましたので、その点今気になりましたので、今後も共存ということにつきましては、役場の方も間に入るとは思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、議案第45号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

日程第6 議案第46号 平成28年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第46号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第46号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを説明いたします。

1ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正。

歳入、9款地方交付税1項地方交付税、補正額3,100万円の減は、震災復興特別交付税であります。

17款繰入金2項基金繰入金、補正額9,300万円の減は、東日本大震災復興交付金基金繰入金であります。

2ページをお開きください。

歳出、15款復興費7項復興都市計画費、補正額1億2,400万円の減は、安渡地区震災復興土地区画整理事業で実施いたします、JR山田線吉里吉里大槌間第2安渡こ線橋改築の工期が、2カ年に及ぶこととなり、平成29年度分事業費を減額するものであります。

3ページをお願いします。第2表債務負担行為補正。追加、事項、安渡地区震災復興土地区画整理事業、期間、平成28年度から平成29年度まで、限度額、1億2,400万円。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正、追加。進行いたします。

6ページ、歳入、9款地方交付税1項地方交付税。進行いたします。

17款繰入金2項基金繰入金。進行いたします。

7ページをお開きください。歳出、15款復興費7項復興都市計画費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより、議案第46号平成28年度大槌町一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（小松則明君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成28年第1回大槌町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様ございました。

閉 会 午前10時29分

上記平成28年第1回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員